

熱中症に関する政府の取組の概要

1. 気象情報の提供、注意喚起

気温の観測・予測情報の提供、注意喚起
(気象庁)



暑さ指数の情報提供
(環境省)



2. 予防・対処法の普及啓発

熱中症予防強化月間(7月)の設定
(関係省庁連絡会議)

救急業務における対策(消防庁)

日常生活における対策(厚生労働省、
環境省、気象庁)

学校現場における対策(文部科学省)

職場における対策(厚生労働省)

農業現場における対策(農林水産省)

広報活動における対策(環境省)

シンポジウムの実施(環境省)



3. 発生状況等に係る情報提供

熱中症による救急搬送状況等
(消防庁)

学校管理下における熱中症の
発生状況等(文部科学省)

職場における熱中症による死
傷災害発生状況(厚生労働省)

熱中症による死亡者数(厚生労働省)



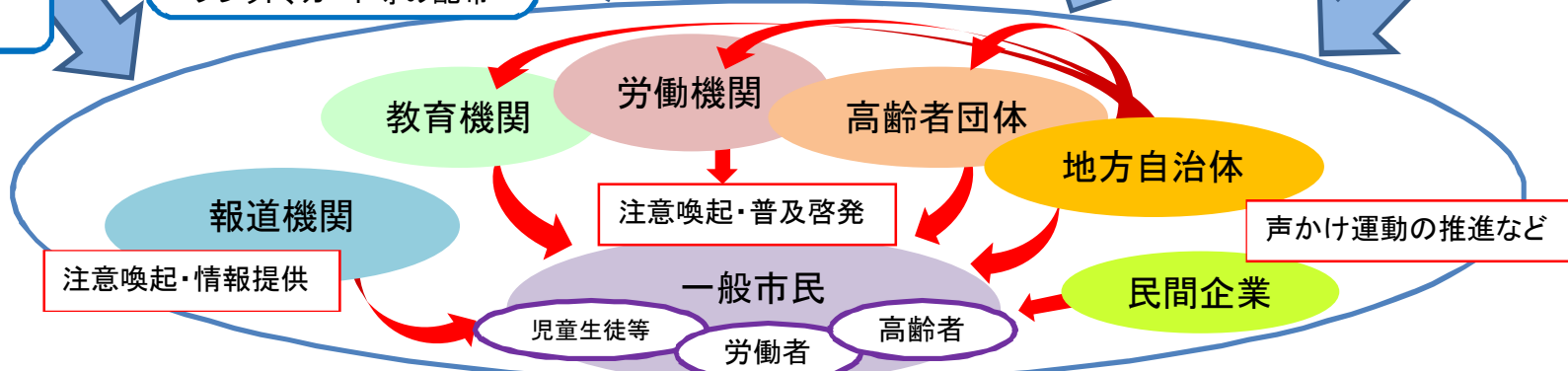
4. 調査研究等の推進(環境省)



報道機関等への
情報配信など

マニュアル、ポスター、パン
フレット、カード等の配布

ホームページ上での公開



注意喚起の徹底、予防・対処法の普及啓発の推進